

平成31年3月11日

第21回水俣市農業委員会

事務局長

事務局からの事務連絡でございます。

今回、皆様の調査の成果である、「非農地判断」を議案にさせていただきます。

関係する委員の皆様には、調査等に御対応いただき、ありがとうございました。

この議案の整理につきましては、対象となる、筆数、範囲ともに多く、事務処理に苦慮いたしたところでございます。そのため、表記誤り、印刷誤り等が散見されましたので、訂正してお詫び申し上げます。

訂正につきましては、非農地判断のほかの議案を含め、大きく2点、「議案の取り扱い」と「議案の訂正」が、ございますので、順次、御説明させていただきます。

まず、1点目、「議案の取り扱い」でございますが、非農地判断について、合計6件ございます。

うち、3件が市長部局から非農地判断に支障があるものとして、指摘がありました。

1件目が、議案書7ページでございます。

「議第78号 非農地判定について」のうち、番号2の分でございます。この筆につきましては、「審議の対象から、除外」することといたします。

理由につきましては、この筆が農用地区域内の農地であるため、地域全体での見直しを検討することです。

2件目は、議案書20ページでございます。

番号102の分でございます。この筆も、「審議の対象から、除外」することといたします。

理由も同じく、この筆が農用地区域内の農地であるため、地域全体での見直しを検討することです。

3件目が、同じく議案書20ページでございます。

番号103の分でございます。この筆も、「審議の対象から、除外」することといたします。

理由は、この筆の周囲全体が、農用地区域内の農地であるため、地域全体での見直しを検討することです。

次に、非農地判断の作業中に、取り扱いに疑義が発生したものが、3件ございます。

まず、1件目が、議案書24ページでございます。

番号131の分でございます。この筆も、「審議の対象から、除外」することといたします。

理由は、転用の手続きが必要なものと思われるため、事情を再確認しようとするものでございます。

2件目が、議案書32ページでございます。

番号191の分でございます。この筆につきましては、「審議の対象から、除外」することといたします。

理由につきましては、この筆の面積に、疑義がありましたので、登記等を調査しましたところ「12筆による筆界未定」で、

ございました。つまり、番号 131 を含む 12 筆の境が確定していない、となっているものでございます。この 12 筆のうち、10 筆の登記上の地目が、「山林」又は「原野」となっていますが、1 筆が、「畑」となっており、12 筆の全てを「非農地」と判断するには、支障があると考え、審議の対象から、外させていただいた、次第でございます。

次に、3 件目が、議案書 52 ページでございます。

番号 354 の分でございます。この筆も、「審議の対象から、除外」することといたします。

理由は、この筆も、転用の手続きが必要なものと思われるため、事情を再確認しようとするものでございます。

次に、他の議案の取り扱いが 1 件でございます。

議案書 105 ページでございます。

「議第 80 号 農地法第 5 条の許可申請について」のうち、番号 3 の分でございます。

この申請につきましては、「申請取り下げのため、審議を行わない」ことといたします。

理由等につきまして説明いたしますと、さる 3 月 5 日に、現地を、行政書士、中村委員、古里委員、事務局 2 名で、調査いたしました。現地調査の際に、「申請地は、中山間地直接支払い事業の対象農地ではないか？」と委員から指摘がありました。そこで、農林水産課で調査しましたところ、「申請地は、中山間地直接支払い事業の対象農地であり、かつ平成 28 年 4 月に農用地区域に編入されておりました。農用地区域内の太陽光発電施設への転用はできないことから、申請者等へ事情を説明したところでございます。そこで、今回、申請を取り下げることとなったため、審議を行わないこととなった、次第でございます。

事務連絡は、以上でございます。

議長
(元村善二君)

事務連絡が終わりましたので、只今より第 2 1 回水俣市農業委員会会議を開催いたします。

本日出席の農業委員は 14 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本日の会議は成立いたしました。

本日の署名委員は、3 番の松田委員・4 番の戸次委員にお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員の欠席者は、16 番草野委員です。

議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。本日は 20 番の溝口委員にお願いします。

20 番委員
(溝口幸一君)

農業委員会憲章 一、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・

農村の持続的発展に努めます。

議 長

ありがとうございました。続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局
(宮崎局長)

はい、議長

議 長

はい、事務局長

事務局長

報告事項3点について、順次御説明申し上げます。
まず、報告事項(1)農地形状変更届について、御説明いたします。

議案書は、1ページになります。

番号1、届出人が、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりです。

地目は、台帳、現況ともに、田で、面積は、合計1,558㎡です。

変更理由は、水はけが悪い土地なので、河川浚渫の土を利用し、埋め立てを行うものです。なお、表土は、剥ぎ取り、埋め立て後に、表土として利用するとのこと。

期間は、2019年2月5日から2019年8月30日まで、施設は、1,558㎡による埋め立てを予定されています。

資金計画は、記載のとおりで、周辺も全て、同意されています。

場所は、2ページに、記載しております。

次に、3ページをお願いします。

報告事項(2)農用地利用配分計画の認可について、御説明いたします。

番号1、貸人が、記載のとおり、借人が、熊本県農業公社を介して、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりで、地目は、畑、面積が、9,492㎡となっております。

期間は、本年2月1日からの5年間となっております。

利用目的は、果樹、10a当たりの賃料は、5,268円で、賃借権による利用となっております。

場所は、4ページに、記載しております。

次に、5ページをお願いします。

報告事項(3)農地転用許可後の工事の完了については、今回の会議の締切日までに完了報告書の提出が1件ございました。

表の左端の欄に記載した会議日に審議した農地法5条関係の転用について、右側2列目の工事完了報告書提出日に、報告書の提出がございました。

そこで、事務局において、右端の確認日に調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していたしましたので、御報告申し上げます。
以上で、報告事項を終了いたします。

議 長

報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。
議第78号 非農地判定について、議第78号を議題といたします。
平成30年度耕作放棄地解消緊急対策事業により行った非農地調査で、今回は、前回の葛渡、大迫地域以外について、非農地判断の審議を行います。
現地調査を行った委員より説明をお願いします。
まず、6区を苗床委員をお願いします。

6番委員
(苗床勝美君)

おはようございます。非農地の判定について説明いたします。
1番、3番、4番でございます。
1番、所有者、記載のとおりです。
土地の所在、記載のとおり、地目は台帳田、現況は山林原野ということになっております。面積は558㎡、土地現況の詳細、現地調査の結果、現況は山林原野化しており、農地への復元は難しいということでございます。
議題が多ございますので簡単に省略して説明させていただきますと思います。
3番は所有者記載のとおりですが、これも現況は同様ということでよろしく願いいたします。
4番は、所有者記載のとおりですが、同様でございます。
1月22日、草野委員と調査した結果、現地に行くにも道もないというような状況でございました。農地への復元は難しいと2人で判断してきましたので、御審議の程よろしく願いいたします。
以上です。

議 長

ありがとうございました。次に11区と10区を池田委員にお願いします。

11番委員
(池田郁雄君)

非農地判定について説明いたします。
市渡瀬の農地について現地調査をした結果を説明いたします。
7ページの番号5から17ページの番号78番までの農地であります。水俣市市渡瀬字境谷から桑生までの所有者74人、筆数は合計の135筆あります。筆数が多く、個別に説明することはできませんので、調査した結果について全体的に説明したいと思います。
まず、農地に行く道路がなく、山林周辺の狭い農地で急傾斜地などにより適切に管理がなされていなかったり、所有者が高

齢化、担い手がいない、離農などの理由で何年もの間手入れが行き届いておりません。山林原野等になっておりました。農地の現状は、主に雑木林、孟宗竹で山林原野になっております。このような状況から、機械の搬入もできませんし、また、農地が山林原野の様相であることから、農地に復元するということはできないんじゃないかということから非農地とすることが妥当だと判断いたしました。土地の所在につきましては、60ページから65ページに記載してありますので見ていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、宝川内についての現地調査の結果について説明いたします。42ページの278番から49ページの325番の農地です。これも相当多く、1筆1筆説明することができませんので、まとめて説明をいたしたいと思っております。

まず1つ目が、回りまして、地主不在という、数年間耕作されておられません。それから登記がなされていないのが結構多くありまして、どなたのものか探っていかなければいけないような状況でした。それから、やはり宝川内の方も高齢化が進んでおりますし、また、病気等で入院して長く管理していない状況が多かったです。これからもこういう状況が進むのではないかなというふうに思いました。それから、3番目は15年前に土石流災害が発生いたしましたけれども、用水路の破損、田んぼ畑に土砂が混入しまして、もう復旧ができない、それで耕作できないという状況が多々ありました。それから、機械が入っていく道路が大変狭くて、現在の機械は入っていかないというような状況でございました。

以上のことから耕作や維持管理ができていなくて、山林原野化が多くなってきております。これからもこういう状況が続くと予想されます。このことを考えますと、非農地にすることが妥当ではないかと判断いたしました。土地の所在については、92ページから96ページをご覧いただきたいと思っております。

以上です。

議長

ありがとうございました。次に9区と14区を森口委員にお願いします。

6番委員
(森口信二君)

おはようございます。まず深川地区の方から説明いたします。ページが17ページの番号79から19ページの94までです。2月5日に森下推進委員と私の2人で現地調査を行ってまいりました。土地の状況は、もう全てが山林原野化しております。農地の復元は難しいのかと判断してまいりました。現地に関しては、66ページと67ページに載っております。併せて25筆あります。25筆の中で、10筆が田んぼになっております。面積としましては、合計2,159㎡になっております。

以上が深川地区で調査してまいりました報告でございます。

薄原地区は、26ページの149番から33ページの202番までです。所在地は72ページから78ページを参照してください。2月5日、2月7日、2月14日に森下推進委員と現地調査を行ってまいりました。土地の状況は、149から202番まで全て山林原野化し、農地への復旧復元は難しいと判断してまいりました。現地の方は72ページから73ページが通称桜野付近でございます。ここが27筆ありまして、74ページから78ページが薄原地区です。これが63筆あります。合計90筆が薄原地区の非農地化の合計でございます。うち田んぼが33筆あります。面積合計が66,394㎡になっております。以上が薄原地区の説明でございます。

よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。次に12区を松本委員に願ひします。

2番委員
(松本公昭君)

おはようございます。非農地判定について、石坂川地区を説明したいと思ひます。まず番号18番の残り2筆も石坂川になっておりますので、これと、あとは95番から148番までを説明します。52件、96筆、面積は合計約7haです。場所は、68ページから71ページまでです。68ページが構地区です。国道268号線が通っているところでありまして。69ページはその構地区の手前のところで、通称荒平とかいうところでございます。70ページがビハーラまどかから石飛の方に上がっていく大藪というところですよ。71ページは石飛になります。石飛の中央あたりに三差路がありますが、ここが石飛の元分校跡のところですよ。そこからずっと行ったところの茶園の先の方がもう原野化しておりました。場所はそれでいいんですが、1月15日に推進委員の淵上民雄さんと石坂川と葛渡の一部を見て回りました。その結果、ほとんどの農地が耕作できるようにするには、木を伐り、重機を入れれば復元できる場所もありますが、作業道もなく、重機が入れないところがほとんどで、例え復元できたとしても、後継者もいなくて、鳥獣害もあり、借り手もつかないところばかりでした。ひと昔前なら歩いて行ければどんなところでも畑といいますか、農地になっていましたが、現在は作業道がなければ、農地を維持するのは大変難しくなっているなど、今回はこれだけでしたが、近い将来耕作放棄が続き、非農地になるところが増えると思われまふ。耕作放棄地がこれ以上増加しないようにしたいところですよ、高齢化により、耕作しなくなった農地に借り手もつかず、有効な手段がありません。皆さんと一緒に何か手を考えていきたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

これで説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。次に24区と25区を中村委員にお願いします。

14番委員
(中村清治君)

おはようございます。24区と25区の説明をいたします。非農地判定についての203番から214番が24区になっております。所有者とか住所等は省略しますので、議案書を御覧ください。地目は田とか畑になっておりますけど、現況はもうほとんど山林でございます。所有者も地元にはいない人が多くて、連絡もつかない、もう何十年も耕作放棄地で、もうすでに山になっているという状態です。現地は79ページ、80ページになります。見てのとおりほとんど山でございます。

25区は、230番から243番までの14筆でございます。これも所有者等もこちらにはいない人が多くて、連絡もつかない状態になっております。現況もほとんど山林です。

2月中旬に古里推進委員と現地調査を行いました。復元の意思もないというようなことで、また、復元も難しいと判断いたしました。隣接地への影響もほとんどないと思われますので、非農地の判定について承認をいただきたいと思っております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。次に26区と23区を山澤委員にお願いします。

8番委員
(山澤親徳君)

おはようございます。議第78号非農地判定について26区と23区を説明いたします。

久木野地区からいきます。38ページから42ページをご覧ください。番号244から277です。地図の方が88ページから91ページです。地目が田んぼが9筆、6,078㎡、畑が30筆8,537.48㎡。合計14,615.48㎡でございます。現地調査を下鶴推進委員と私で行いました結果、土地の詳細につきましては、山林原野であるのと、昔は担いで山道を行っていたんですけども、今は農機具を持って行かないと耕作できない、そういった土地ばかりでございまして、農地の復元は難しいということで判断してきました。

次は越小場地区、議案書は35ページから37ページを、地図は、81ページから83ページをご覧ください。番号217から229。地目田んぼが4筆、7,817㎡、畑が11筆、7,095、合計14,909㎡でございます。現地調査を下鶴推進委員と私とで行いました。土地現況の詳細につきましては、すべて山林原野化しております。もちろん、農機具、機械の搬入もできない、道がないところでした。終戦直後に食糧難で山林を伐採後に切り農地として開拓し、食料としてサツマイモを耕作し、難を逃れた農地を放置し、地籍調査で地権者不在のために、その後変更されていない農地もあり、現況は山林原

野となっております。田んぼにつきましては、用水路は全くわからない農地もありまして、日照不足で農地に復元はできないということをお判断しましたので、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございました。最後に21区を坂本委員にお願いします。

10番委員
(坂本隆司君)

おはようございます。非農地判定の番号326番から392番まで説明をいたします。354番が取り下げになっておりますのでよろしくお願ひいたします。

土地の所在が浦上町と江添八窪とズメキ、地目は全部畑ですが、現況は山林原野、土地の現状の詳細は記載のとおりでございます。現地は98ページと99ページをご覧ください。地図を見てもらえばわかるようにもう木が生えてきているような状況でございます。今現在、境もわからないような状況になっております。作道ももうほとんど消えてしまっているような現況でございますので、農地に復元するのはなかなか難しいような状況になっております。御審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明お願ひしたいと思ひます。今回は全員にお願ひしたいと思ひますので、まず、11区と10区の前田推進委員にお願いします。

24番委員
(前田 仁君)

皆さんおはようございます。池田委員からの説明のとおりでございますけども、今皆様方の説明を聞きますと、どこの場所でも条件で荒廃をしているのじゃないかなと思ひております。ただ、主に道路があるところも隣接するところは管理をされておましてけれども、どうしても道路がないというところは機械を搬入できないことで、相当前から竹藪、雑木林になっていたというふうに調査をしてきました。もう復元困難なところばかりで、耕作放棄地というよりも、耕作をあきらめざるを得ないというふうなところばかりでございます。中にも入れないようなところがいっぱいありまして、そのようなところは非農地と判断することが適当だというふうに調査をしてきたところでございます。

以上です。

議長

ありがとうございました。次に、9区と14区の森下推進委員にお願いします。

26番委員
(森下義孝君)

森口委員と2人で回りましたが、なかなか荒れてしまっていて、それが益々これからずっと増えていくんじゃないかと

思います。非農地判断は、私が委員になって4年位ですけど、初めてしましたもんですから、これはやっぱり3年に1回位見直していかないとだんだんだんだん増えてくるのじゃなかろうかなと私は思っております。

以上でございます。

議 長

次に12区の湧上推進委員にお願いします。

25番委員
(湧上民雄君)

12区は1月15日に松本委員と判定回りました。それぞれ皆さんお答えがあったように、石坂川もそれに並んで、農地が急傾斜地形があったり、農道がなかったりして、最近猪、鹿が頻繁に出ておりますので、傾斜当たりではもう畑じゃないようなところもありました。そういうので非農地ということで判断してまいりました。

以上です。

議 長

次に24区、25区の古里推進委員にお願いします。

28番委員
(古里一幸君)

中村委員と一緒に回ってきましてけれども、全てがもう荒れて、木も大きいのが立っているところばかりで、今になって復元することはほとんど無理ではないかと思っております。

以上でございます。

議 長

次に26区、23区を下鶴推進委員にお願いします。

27番委員
(下鶴信雄君)

おはようございます。先程山澤委員から説明がございましたように、一応、23区、26区を調査しましたが、ほとんど畑が多くて、田んぼはわずかですが、ほとんど狭い地域で、面積も狭く、しかも農業機械も入らないというような箇所が多々見受けられました。ほとんど原野化して山林化しております。これは、非農地として認めずを得ないというような場所がほとんどでございます。

以上でございます。

議 長

最後に21区の野間推進委員にお願いします。

18番委員
(野間 勝君)

坂本委員と調査に行ったんですけども、他のところも言われてますように、やっぱり道路がないということで、地権者の方が非常に作業がしにくいということで、本人たちは農地として活用したいという希望はあるんですけども、道路がないということで非常に苦労されています。今もありましたように、猪も非常に多くて、それもひとつあるんじゃないかと思っております。八ノ窪関係は、上の方は昔はみかん山で甘夏をいっぱ

い作られていたんですけども、今はほとんど山林化しています。
以上です。

議 長 ありがとうございます。関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

4 番委員
(戸次治夫君) はい、議長

議 長 はい、4 番 戸次委員

4 番委員 非農地の判定の中に、前私が、猪が出て猪の巣になるから、その田んぼ一応草払い等やってくれるよう頼まれたところが 1 件あります。1 8 9 番ですけど、7 5 ページを見てください。この田んぼがそれなんですけども、その上に耕作している田があります。この方から猪が出て困るから草払いなどやってくれというようなことで、私が所有者の息子さんにそういう苦情が出ているから、草刈りをやってくれということをお話したんですけど、なかなか忙しくてちょっとできないということで、そのままだったんですけども、そういう場合、耕作された方々が、ここを非農地とした場合、そのままだったれそれでいいのかという形で、周りの耕作者たちの意見等は聞かなくてもよろしいのかなとふと思ったもんですから、ちょっとお伺いします。

議 長 大体は、周辺農地との鑑みを考えたほうが 1 番いいと思いますが、所有者がもう何もできないといった場合には、これは皆さんの判定に従うよりほかはないんじゃないかなと思います。事務局としてはどうですか。

事務局
(本村参事) 一応その当たりの部分でいくと、非農地にする農地というのが、まずは山林原野化して農地に復元ができない、その復元が一般の農機具とかでもきるような状況でも、道とかがないとそういった機械も入れないので復元も難しい、また継続していくことも難しいと。それと周りにそういった農道とか、そういうのを整備する計画がないとか、周りの農地に支障がないかという部分で、基準を満たして一応非農地ということで判断をされるというふうに思っています。そういった中で、今回の農地に関しましても、委員さんが現地を確認して、そういった周囲への農地への影響がないということで判断された農地、すべてだというふうに思っておりますので、そこの部分に関しては委員さんの意見をお聞かせいただければなと思います。

2 6 番委員 今御指摘の 1 2 7 8 番ですが、以前私も苦情がありまして、お願いに行ったんですけども、「はい、わかりました。」という

ことで、中々強制的に言うわけにもいかず、そのままにしておいたところがございます。また、お茶を作っておられますから、そっちの方が手いっぱいでもここまではできないだろうと私は思っております。こういうところは多々ありまして、猪の巣になるから払ってくれと簡単に言われても、跡取りがないとか、高齢とかで、中々私どもが言えるのは、「払ってください。」とここまでしか言えないのが現状だと思います。

以上です。

4 番委員

今言われたように、その方はお茶を作っておられて、暇ができたなら払うというようなことを言われたんですが、中々暇が取れなくてそのままだったんだろとは思いますけれど、問題は作っておられる方がそれでいいのかという、それだけが1点ですね、気に掛かっておりますけれども。田んぼとしての復旧というのは多分無理だろうとは思いますが。ただそれだけが1つ引かかっております。

以上です。

議 長

他にはございませんか。

1 1 番委員

事務局にお尋ねしたいと思うんですけども、今非農地ということで判定をしたわけですがけれども、土地所有者にはどういうふうにして知らせるのかということですね、それが1つと、もう1つは現在他所に出ておられる方が帰って来てやりたいと言った時に、農地の改称ができるのかというようなことですね。現在そういう土地の所有者に当たってみると、他所に行っている人が帰ってきたらどうなるんですかと尋ねられたし、先程も言いましたように、土砂災害で用水路が壊れているというようなことで、中山間地当たりで用水路をした場合にまた作りたいというようなことが出てきた場合に、また再度農地として認められるのかということ、もう1つは非農地になっているけれども、狭いところでも自分で色々耕したりしてやりたいというようなこと、私たちが非農地として認めたけれども、本人としてはそういう意向があった場合にどうなるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

本村参事

非農地の判断、今回やっていただいたんですけども、その対象農地の方に対しては、事前に非農地の判断をしますということで連絡をしました。その中で、今後耕作をするので、非農地にはしないでくださいと、そういった話もありましたので、そういった部分に関しましては、各委員さんにお伝えをしまして、判断の材料として情報を提供いたしました。非農地判断に関しましては、基本的には所有者の意向とかは関係なく、現地の状況、周囲の農地の状況、整備計画とかを基に判断を実施す

る。例えば非農地になりました、そのあとに自分は耕作するつもりだったのに。その場合は非農地と判断された農地をきちんと耕作できるような状況にして、うちの方の管理としてはもう台帳から除外して畑ではないということにしていますので、そこから更に農地として利用したいのであれば、農地認定というやり方もあるかと思えますので、そういったところで、きちんと耕作できる、耕作している状況に農地を復元していただいて農地認定していただくというようなやり方でやっていただければいいのかなと思います。非農地で認定されたからといってそこを農地として利用ができないかといえば、そうでもないので、農業委員会で認められた農地ではないんですけども、農地としての利用は全然問題ないかなというふうに思います。

1 1 番委員

非農地にすると台帳から消すわけですよ。その場合に固定資産税とかそういったのは関係ないんですかね。田んぼから山林原野になった時に、今まで畑とか田んぼで固定資産がかかっていると思います。山林にもかかっていると思います。そういうのが、非農地としたら固定資産とかそういうのはどうなってくるのかとうことが1つ問題だと思うんですよ。私はそういう聞き取りをしていきながら、非農地という通知が来ますか、していいですかという通知が来た時に、まだ持っているということで、そこで止まっているんでいるんですよ。1つはやっぱり農業委員会とか返ってくるようなシステムでしていただければ、私たちも調べやすいし、安心してできるんですけども、そういう時に説明する時に、作っていないから非農地にしますよ、してもいいですかというようなことで、一応聞き取りはして回りました。全然地主さんが遠くにおられてできないところは私の判断でしたわけですけども、そういう説明をする時に、「非農地にしたらどうなるか。」というようなところがあったんですよ。私もそこちょっと説明できなかったんですよ。今で言うともう権限で非農地にするということで、所有者の意向は全然考えられないでやっているというようなことだと思うんですよ。その辺のところをもう少し丁寧に説明できるような話し合いをして、それから非農地判断というのをしていかないと、問題が出てくると思うんです。私たちが非農地判断しましたよ。「いや、それは何年後かに作るつもりだよ。」といったときに、問題が出てくると思うんですよ。そのところを土地の所有者の聞き取りとかしてやっていかないと、何かしら後で問題が出てくるような気がしてなりません。

本村参事

固定資産の部分について、うちの方からは非農地に判断しましたというような情報は議案書と、そういった内容は提供しますが、固定資産でどのような課税で判断するかというのは、うちの方にも情報が来ないし、おそらく、そういった情報はう

ちの方には教えてもらえないのかなと、固定資産の課税の情報なのでですね。そういった部分では教えてもらえないのかなと思いますが、そういった固定資産に情報は提供していますので、何らかの変更がある可能性もあるのかなというふうに思います。基本的に農地というのが、農地法できちんと耕作とか、管理とかそういったのをやってくださいと義務付けられている部分で、1番問題なのは、そういった状況で今までできていたことが問題なのであって、そういった部分でうちの方に言うんじゃないくて、きちんと管理してくださいというような話になるのかなと思います。元々そういった非農地の状況になるまでに、所有者の方が何もやってなかったのがまず問題なのかなという部分で、そういったところは、こちら側でもそういった話ができるのかなと思います。だから、最終的に非農地と判断するまでが所有者が悪かったということで、そうであれば、また農地に戻してもらって、農地認定とかそういったやり方もあるので、そういったところでうちの方からは話ができるのかなとは思っています。そのやり方的にはきちんと所有者の方に意向を聞いてやるのが1番いいやり方だと思うんですけども、今回のように筆が多い、所有者も多いとなると、中々そこまでやっていくと時間が足りないという部分もあるかと思しますので、そういった部分は地域に合わせてやってもらえればそれが1番いいのかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

10番委員

はい、議長

議長

はい、10番 坂本委員

10番委員

非農地にするのは農業委員の問題だと思います。1筆調査をして、ここは農地じゃできないよとあげていってそれを事務局が取り扱っている。非農地という、現況が山林原野になっているから、固定資産は逆に、これを宅地とかに変えていったらまた別ですから、ただこれを非農地にするとかは結局我々が1筆調査をしているから、農業委員の責任でもあるわけですから、事務局じゃなくて農業委員がこれに責任をもっていかないといけないと思います。ずっと非農地にしないで指導をしていったら、後は没収になってくると思います。だから今非農地というのを原野とかに戻して管理をしたら、農地法の指導が入らないから、放れるわけですからから、それが今いっぱいあるからそれを非農地にするのが状況じゃなかったらと思うて、全国的に非農地化をやっているわけですから、ここは農業委員が責任をもってやっていかないといけないと思います。

11番委員

意味はわかるんですけども、尋ねられた時ですね、私たちが答えられないんです。事務局に聞いてくださいというわけにも

いきませんし、私たちが調べているんですからですね。「固定資産税どうなるんですか。」といわれた時に私はわからなかったんですよ。田んぼから外すということは、山林の固定資産になるのかなと思いつながら、その辺を尋ねられた時にわからなかったんですよね。やっぱりそのところを非農地にするためには、尋ねられたことに対してある程度答えられるような知識を持っていかないといけないんじゃないかと思うんですよ。一方的に非農地にしますよでは、農業委員の権限かもしれませんが、やっぱり所有者に寄り添った説明をしてやったり、非農地にしますよということをやっていると、そこちょっと私は疑問に思ったんですよね。

議長

耕作放棄地のAランクBランク、Bランクになった場合は、それで耕作放棄地に認定された場合には、平成30年から固定資産税は1.8倍にも上がるんです。それでなるだけなら非農地にもっていった方が固定資産税は安くなる可能性があります。

11番委員

私も1筆調査の時に調べて、耕作放棄地にしないでください。もし耕作放棄地で意向調査が来た時に、作りますか、貸しますか、売りますかと来た時に、作りますと言ったときに、勧告がくるかもしれませんよ、きたときには固定資産税は上がりますよとそこまで言ったんですけどね。そのところを全然所有者の方は知らないんですよね。「ああそうな。」というようなことで、やっぱり意向調査の時にある程度の方は、「どうせ作りきらんけども、貸しますということで丸つけた方がいいですね。」と言われるんです。借る借りないは別の問題だからそのところを一方的になりますけれども、やっぱり所有者に寄り添った説明ができる、そうしてこうしたいというような農業委員の一方的な権限ではなくて、私は必要じゃないかなということを感じました。

27番委員

はい、議長

議長

はい、26番 下鶴委員

27番委員

この非農地判定の結果は所有者にいくんですか。

本村参事

はい。

27番委員

この非農地判定ということは、農業委員会の農地台帳からはずすということでしょう。ですから、あと農地にするか、山林にするか、宅地にするか、それは自分で法務局に行って登記をしないとイケないわけですね。そういうことです。あとは個

人が登記をする、地目変更をする、そういうことです。

14番委員

はい、議長

議長

はい、14番 中村委員

14番委員

ちょっと話は変わりますが、非農地の判断が3項目あって、1番大事な条件が周囲への影響がないというのが非農地にしたら1番大事な条件になってくるんですよ。さっき戸次委員が言った薄原の件は、私が判断したら田んぼがあるから、そこを非農地にしたら荒れ放題になり、木とか植えたら陰になったりとかして田んぼができなくなるから、ここは非農地にはできませんよと判断すると思うんですよ。だからどうですかね、そういうところは。まあ農業委員の考え方ですけども。大きな条件と思うんですよ。判断が、周囲に影響がないというのは。

17番委員
(竹下正治君)

はい、議長

議長

はい、17番 竹下委員

17番委員

さっき戸次委員が言われた問題を私たちの地域もそういうところが残っているものですから、今後判断していく上で、委員の人たちの考えというのを聞かせていただけたらと思います。

議長

大体意見も出尽くしたようですが、非農地判定というのは非常に難しゅうございますが、今回申請のあった件においては、各委員さんが現状を見て非農地に妥当であるということ判定されたわけだろうと思いますので、今回の非農地については皆さんに今から判断してもらいます。

それぞれ御質疑があったわけですが、議第78号 非農地判定については、非農地として通知してよろしいですか。

先程説明があったようにまた農地には復元できるわけですので。その時は農地に返していいですので。

10番委員

非農地に判定して、農地に戻そうと思ったら自分できちんとして申請すれば農地に返せるんですから。

議長

耕作放棄地のままで置いとった場合は、我々農業委員会としても、耕作放棄地の面積が多くなるばかりで、そこである一線を引かないと、農業委員会として非農地の方になったほうが、耕作放棄地が多くなるよりもいいんじゃないかなろうかということです。

如何なもんですか。

8 番委員

今回非農地の調査をして、地権者に聞いたら、「ああよかった。してもらってよかった。」と言う人もいるし、圃場整備したところ、その隣は日照条件の問題で、私は外しました。

1 1 番委員

地目を変更できるということで、私は以前田んぼだったんです。でも減反政策で転作して畑として使っていたら、地籍調査で畑にされてしまって、法務局に田んぼにしてくれと言ったんです。そしたら見に来て「水を張っていない、米を植えてないから田んぼにはできません。」と言われました。「田んぼの要件は何ですか。」と聞いたんです。答えてくれなかったんです。「用水路があって水張ができれば田んぼの要件は揃っているから田んぼに認めていいんじゃないですか。」と言ったら、そこにたまたま野菜を作っていたもんですから、「そこは畑です。」と言って申請を取り下げてくださいと言われました。私は絶対下げないです。「申請を取り下げるとはなくて、あなた達はここは田んぼと認めませんという、そういう証明書を出してください。」と言いました。それが当たり前だと思うんです。そういう地目変更というのも田んぼから畑というのは簡単にいいと思うんですけれども、畑から田んぼにしたいという時には、法務局では絶対にそういう現状を作らなければ認められないんですよ。簡単にできないということ。先程言いましたように土地も地目変更で変えればいいということですが、登記するために1筆ものすごく高いんですよ。狭くても広くても1筆は1筆でいきますから。山なんか今全然登記されていないし、畑、田んぼも登記すれば何十万とかかるんです。だからしないほうがいいということで、みんな思っているかもしれないですね、それを簡単にできると思っているかもしれませんが、簡単にはできないんですよ。そういうところの難しさというのが、私はあるんじゃないかなと思います。だから田んぼから畑、畑から田んぼといったときに中々そういう登記に、登記はできるかもしれませんが、それに経費、それから現状を見て、地目変更とかされるもんですから。ということがありましたので参考までに。

議 長

水田から畑には簡単にできるわけです。畑から水田には減反政策が始まってから、中々これはできないような状態に現在なっております。そのことを法務局は頭にあつたんじゃないかならうかと思えます。

1 1 番委員

畑から田んぼに戻すためには、時期を選ばないといけない。見に来ますので、その時に水を張っているか、米を作っているか、それを見せないと。今みたいに野菜を作っておって、見に

来たら全然証明されない、だから田んぼとしての要件、それは水があるかないかによって向こうは判断するという事らしいです。だからしまったな、私はその時水を溜めておけばよかったなと、その時見に来てくださいと言えばよかったのかなと思いましたが、そういう問題じゃなくて、地籍調査の時もきたんですよ、「ここはこげんだったとばい。」と地籍調査の時に勝手に変わった、全部じゃないですけど。調査員なんか現場を見て変えてやっつけている、あるいは、畑にせずそのまま田んぼでなっているところもある、地籍調査の時に色んなトラブルがあっているみたいです。

議 長

それでは、大体話も出尽くしたようですので、先程申し上げました議第78号 非農地判定については、非農地として通知してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第78号 非農地判定については、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、非農地として通知いたします。

次に移ります。

議第79号 農地法第3条の許可申請について、議第79号を議題といたします。

なお、1番については、私の担当地域ですので、私の方から説明いたします。

議 長

農地法3条の許可申請について、番号1、譲渡人、記載のとおりです。譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑です。面積、51㎡です。

譲受人の状況は記載のとおりです。下限面積の40aはクリアしております。

場所は102ページをご覧ください。今回の申請地は51㎡ですが、その下の土地が宅地に現在なっておりまして、ここも本人が購入され、今回の申請地が農地として残っていたということで、ここも一緒に買ってこれということでございましたので、今回譲受人が購入されたわけです。購入理由としましては、道路から上がる道がない、取り付け道路がないということで、今回購入されたわけでございます。ここは現在は耕作放棄地ですが、少しの面積でありますので、竹が少し生えている状態でございます。何ら問題ないようなところでございますのでよろしく申し上げます。3月5日に、行政書士、事務局、私、溝口推進委員、譲受人で現地調査を行いました。

よって、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

9番委員

はい、議長

議長

はい、9番 苗床委員にお願いします。

9番委員

それでは、農地法第3条の許可申請についての2番について御説明いたします。

譲渡人、記載のとおりです。譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、282㎡です。1筆でございます。

譲受人の状況につきましては、記載のとおりです。所有権移転でございます。

譲渡人につきましては、譲受人の自宅のすぐ近くに住まれておられたというようなことでございます。理由としましては、農地の維持ができないということで、譲受人に相談されたというようなことで聞いてきました。

申請地は103ページをご覧ください。譲渡人につきましては、子供も女性ばかりというようなことで、後継者がいないというようなことで、譲受人に相談されたというようなことです。なお、下限面積につきましては、申請地の面積と自作地の合計面積で40aは超えております。今後は譲受人が野菜を耕作されるというようなことございました。3月5日に譲受人、草野委員、行政書士、事務局、私で現地調査を行ってきました。周辺の農地の利用状況等を確認し、問題ないと判断してきました。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないために、許可要件は満たしておりますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第79号 農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第79号 農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項各号には該当しないために、許可要件は満たしておりますので、許可することに決定いたします。

次に移ります。

議第80号 農地法第5条の許可申請について、議第80号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

3番委員
(松田時義君)

はい、議長

議 長

はい、3番 松田時義委員をお願いします。

3番委員

失礼します。農地法第5条の許可申請の1番について御説明いたします。

貸人、記載のとおりです。借人、記載のとおりです。兄妹関係です。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳畑、現況宅地、面積、93㎡。隣の農地は2月8日の定例会でも御説明しましたけれども、2月の定例会では非農地証明で出していただきました。これは、平成元年より宅地として利用していらっしやいますけれども、平成5年の地籍調査で入れ替わっております。

転用理由、申請地は、宅地が手狭であり、薪ストーブ用の薪置場が必要なため、隣接する土地を宅地拡張するものです。始末書添付、第2種農地、使用貸借権です。

施設の概要、記載のとおりです。

資金計画は、記載のとおりとなっております。

3月6日、事務局2名、竹下委員、貸人夫妻、私、6人で現地調査を行いました。107ページが現地です。2月8日に説明しておるところです。108ページは配置図です。

以上、現地調査及び転用に係る許可基準から何ら問題はないものと思われまますので、御審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

10番委員

はい、議長

議 長

はい、10番 坂本隆司委員をお願いします。

10番委員

農地法第5条許可申請の2番について説明いたします。

譲渡人、記載のとおりです。譲受人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑です。面積、1, 168㎡。

転用理由につきましては、申請地は、発電量、環境等において太陽光発電事業を行うことに優れているため、譲り受けて太陽光発電設備を設置するものです。第3種農地でございます。

施設概要、記載のとおりです。

資金計画、記載のとおりです。

申請地は109ページをご覧ください。現地調査を3月5日、事務局2名、譲受人、私、野間委員、5名で行ってまいりました。110ページに配置図があります。側溝がこの道から一応ここで止めて今十字溝に全部流しております。ものすごい雨が降った時に、すごい水が出るそうです。この申請地のところで地区に流れる側溝を切つてあるもんですから、全部上の道からの水が入りますので、太陽光を付けた時にその太陽光の水が全部これに来るんじゃないかということで質問したんですけども、下の方はコンクリートをせずに、そのまま現況のままパネルをつけるということです。水はほとんど自然浸透すると思います。なるだけ金をかけずに草払いだけで行うということです。

現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準により、太陽光発電設備を設置しても問題ないと判断してまいりましたので、御審議の程よろしく申し上げます。

9番委員

はい、議長

議長

はい、9番 苗床勝美委員にお願いします。

9番委員

農地法第5条の許可申請についての3番について説明いたします。

貸人、記載のとおりです。借人、記載のとおりです。親子関係というようなことです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田んぼでございます。面積、502㎡。

転用理由としましては、現在、借人は借家住まいで不自由なため、父の所有する農地を借り受け住宅を建築するというようなことで聞いてきました。

施設の概要につきましては、記載のとおりです。

資金計画は、記載のとおりです。

申請地は113ページをご覧ください。3月5日、草野委員、貸人、行政書士、事務局2名で現地調査を行ってきました。隣接には水田がありますが、住宅を建築しても周辺には被害はないというふうに判断してきました。なお、家庭排水等につきましては、合併浄化槽を作り、排水管で母屋の合併浄化槽の方へ流すというようなことでもございました。114ページに配置図

が載っておりますので見ていただきたいと思います。

よって、現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準により、住宅を建築しても問題ないと判断してきましたので、御審議の程よろしく願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第80号 農地法第5条の許可申請については、本会の意見として決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第80号 農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、本会の意見として決定いたします。

次に移ります。

議第81号 農用地利用集積計画の申出について、議第81号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

3番委員

はい、議長

議 長

はい、3番 松田時義委員をお願いします。

3番委員

失礼します。議第81号農用地利用集積計画の申出について、利用権の新規設定について御説明いたします。1番と2番について御説明します。

1番、貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳田、現況畑、面積、659㎡。

2番、貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳田、現況畑、面積、3筆合計2,745㎡。

始期終期は1番と2番併せまして、2019年4月1日から

2024年3月31日まで、期間5年、利用目的は野菜、借賃は無償です。利用権の種類は使用貸借権。

借人は、記載のとおりです。借人が1月29日、私の家に参加されて、5つの条件を言われたんです。畑を借りたい、それも自分の家から近くて、1反以上あること、猪の被害がないところ、竹や茅が生えていないところ、すぐ使われる畑、無償のところ、そういう条件でした。2、3箇所紹介しましたがけれども、中々うまくいきませんでした。そして見つかったのが、1番と2番でした。1番の貸人は借人の奥さんと友達です。2番の貸人は借人と、同級生ではありませんけれども、同じ年齢で、同じ所に勤めていらっしゃる、そういう関係で話がまとまったわけです。借人は、自作地記載のとおりです。主に野菜、玉葱か葱を作りたいということでした。

120ページが現地になります。3月6日に竹下委員、事務局2名、ここを見に行きました。もうすでに電柵も張ってあって、作るばかりに準備もしてありました。借人は非常に農業熱心で、力を持って余しているような感じです。とにかく、野菜を作りたいということで意欲満々でした。

以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いします。

以上です。

6番委員

はい、議長

議長

はい、6番」森口信二委員にお願いします。

6番委員

農地利用集積計画の申出の3番から9番まで説明いたします。

3番、貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田、面積、4筆合計4,758㎡でございます。始期終期が、2019年5月1日から2029年4月30日の期間10年間です。利用目的は水稻、借賃は全体で玄米150kg、利用権の種類は賃借権でございます。

借人は、熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 公益財団法人熊本県農業公社 理事長島田邦満さん。番号4番から9番につきましても借人が同一でありますので省略させていただきます。それと、始期終期に関しましても4番から9番、利用目的も同じです。利用権の種類は8番まで同じなので省略させていただきます。

番号4番、貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田、面積、3筆合計3,011㎡。借賃は全体で45,500円でございます。

ます。

番号5番、貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田、面積、3筆合計3,602㎡。借賃は全体で玄米150kgです。

番号6番、貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田、面積、2筆合計1,743㎡。借賃は全体で玄米90kgです。

番号7番、貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田、面積、624㎡。借賃は全体で玄米30kg。

番号8番、貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田、面積、4筆合計3,484㎡。借賃は全体で玄米180kgです。

番号9番、貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田、面積、3筆合計1,977㎡。借賃は無償、利用権の種類は使用貸借権です。

申請地は121ページと122ページを参照ください。121ページが番号3の4筆になります。122ページをお願いします。ここは、4番から9番の申請地になります。16筆になります。

以上で説明を終わります。御審議の程をよろしくお願いいたします。

2番委員

はい、議長

議長

はい、2番 松本公昭委員をお願いします。

2番委員

議第81号農用地利用集積計画の申出についての10番から13番までを説明いたします。

10番、貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、4筆合計14,294㎡。始期終期は2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間、利用目的はお茶です。借賃は10a当たり9千円、利用権の種類は賃借権。

借人は、記載のとおりです。経営面積は0となっておりますが、後程説明をいたします。従事者は記載のとおりです。

11番、貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、3筆合計47,778㎡。始期終期は2019年4月1日から2024年3月31日まで、期間は5年間、利用目的はお茶、借賃は10a当たり9千円、利用権の種類は賃借権。借人は一緒です。

12番、貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、13,295㎡のうち5,960㎡。始期終期は2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間、利用目的はお茶、借賃は10a当たり9千円、利用権の種類は賃借権。

13番、貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、30,237㎡のうち13,859㎡。始期終期は2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間、利用目的はお茶、借賃は10a当たり9千円、利用権の種類は賃借権でございます。

借人は、株式会社の元代表取締役社長が退職後、地主で兄の貸人と一緒に作業をするということで今回の申請が出ております。元々貸人が会社に貸す前は自分でお茶農家で家族で経営しておられましたが、諸般の事情から会社に経営を委託される形になっていりましたが、借人の退職を機に兄弟でやろうということになり、昨年夏この会社と3条の合意解約が出ておりました。今回はそれに加えて13番の茶園も加えて規模を拡大して経営をされるそうです。10番、11番は本人の農地で問題ありませんが、12番も以前会社に貸していた農地であり問題ありません。13番は貸人に聞いたところ、5年間貸してもいいということで了解をしました。

場所は、10番が123ページです。11番は124ページです。13番は125ページです。見晴らしのいい素晴らしいところでした。今回借りられる茶園は、ちょっとまだ手入れが行き届いてなくて、笹とかそういうのが出ておりましたが、これから追々手入れをされていかれると思います。

以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第2項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長

ありがとうございました。新規設定について、担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議長

新規設定について、関係委員から詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第81号 農用地利用集積計画の申出の新規設定については承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第81号 農用地利用集積計画の申出の新規設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。

次の再設定については、借人の委員は議事に参与することはできませんので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、借人の委員の退場をお願いします。

☆借人の委員退場（11時34分）

議 長

では、関係委員の説明をお願いします。

11番委員

はい、議長

議 長

はい、11番 池田郁雄委員をお願いします。

11番委員

農用地利用集積計画の申出再設定の1番と2番について御説明いたします。

1番、貸人は、記載のとおりです。借人は、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田、面積、2筆合計1,877㎡です。始期終期は、2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間です。利用目的は水稻、借賃は無償、利用権の種類は使用貸借権です。

2番、貸人は、記載のとおりです。借人は、同じです。

土地の所在は、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田、面積、779㎡です。始期終期は、2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間、利用目的は水稻、借賃は無償、利用権の種類は使用貸借権です。

借人の経営面積は、記載のとおり、従事者は記載のとおりで、水稻をやっておられます。

申出地は126ページをご覧ください。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は

ございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第81号 農用地利用集積計画の申出の再設定については、承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第81号 農用地利用集積計画の申出の再設定については、承認することに決定いたします。

借人の委員の入場を認めます。

☆借人の委員入場（11時38分）

議 長

これをもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第21回水俣市農業委員会会議を終了いたします。お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員